



個人所得税に関する行政手続きを一部修正・補足する新たな Circular

財務省は2010年2月5日にCircular 20/2010/TT-BTCを公表し、個人所得税の申告に関する行政手続きを一部修正・補足しました。その主な変更点を以下にまとめました。

個人所得税還付申請書の簡素化

Circular 20では、Circular 84/2008/TT-BTCとCircular 60/2007/TT-BTCに規定されている個人所得税還付の申告要件を変更しています。それによると、個人所得税の還付申請を行う個人は以下の書類を税務当局に提出すれば済みます。

- ▶ 個人所得税確定申告書(個人所得税に関する確定申告要件の対象者)
- ▶ 税金減免請願書(Form 18/MGT-TNCN)(税金減免後の税金還付を受けられる個人が対象)
- ▶ 税金納付の証拠(税金の源泉徴収証明書、納税領収書等)

個人所得税の一部様式の変更

Circular 20では、以下に記した各Circularを通じて公布された個人所得税の一部様式を変更しています。

- ▶ 個人所得税に関する2008年9月30日付けCircular 84/2008/TT-BTC
- ▶ 保険外務員を対象とする個人所得税申告に関する2009年1月21日付けCircular 10/2009/ TT-BTC
- ▶ 宝くじ代理店および宝くじ当選者の個人所得税源泉徴収に関する2009年3月9日付けCircular 42/2009/TT-BTC
- ▶ Circular 84の適用に関するガイダンスを明記した2009年3月27日付けCircular 62/2009/TT-BTC
- ▶ 経済区就労者の個人所得税減免に関するガイダンスを規定した2009年9月9日付けCircular 176/2009/TT-BTC

変更点の詳細については本書付録を参照ください。

Circular 20 は 2009 年 3 月 21 日より発効し、個人所得税の確定申告と還付に関する条項は 2009 年度の個人所得税確定申告に適用され、その他の条項は 2010 年度の申告に適用されます。Circular 20 に定めのない事項に関しては、ほかの適用規則に従います。

付録:個人所得税申告様式の具体的な変更点

従来の個人所得税様式	Circular 20に基づく新たな個人所得税様式	適用開始時期
Circular 84とともに発行された個人所得税修正様式		
Form 02/KK-TNCN Form 03/KK-TNCN Form 04/KK-TNCN	Form 02/KK-TNCN Form 03/KK-TNCN	2010年1月
Form 05/KK-TNCN Form 05A/BK-TNCN Form 05B/BK-TNCN	Form 05/KK-TNCN Form 05A/BK-TNCN Form 05B/BK-TNCN	2009年度の個人所得税確定申告
Form 06/KK-TNCN Form 06A/BK-TNCN Form 06B/BK-TNCN Form 06C/BK-TNCN Form 06D/BK-TNCN	Form 06/KK-TNCN Form 06B/BK-TNCN	2010年1月
Form 07/KK-TNCN	Form 07/KK-TNCN	2010年1月
Form 08/KK-TNCN	Form 08/KK-TNCN	2010年1月
Form 08A/KK-TNCN	Form 08A/KK-TNCN	2010年1月
Form 08B/KK-TNCN	Form 08B/KK-TNCN	2009年度の個人所得税確定申告
Form 09/KK-TNCN Form 09A/PL-TNCN Form 09B/PL-TNCN	Form 09/KK-TNCN Form 09A/PL-TNCN Form 09B/PL-TNCN	2009年度の個人所得税確定申告
Form 13/KK-TNCN	Form 13/KK-TNCN	2009年度の個人所得税確定申告
Form 18/MGT-TNCN	Form 18/MGT-TNCN	2009年度の個人所得税確定申告
Circular 10とともに発行された個人所得税修正様式		
Form 01/KK-BH	Form 01/KK-BH	2010年1月
Form 02/KK-BH Form 02A/BK-BH	Form 02/KK-BH Form 02A/BK-BH	2010年1月
Circular 42とともに発行された個人所得税修正様式		
Form 01/KK-XS	Form 01/KK-XS	2010年1月
Form 02/KK-XS Form 02A/BK-XS	Form 02/KK-XS Form 02A/BK-XS	2009年度の個人所得税確定申告
Circular 62とともに発行された個人所得税修正様式		
Form 24/KK-TNCN	Form 24/KK-TNCN	2010年1月
Circular 176とともに発行された個人所得税修正様式		
Form 01/KKQT-TNCN Form 02/KKQT-TNCN Form 03/KKQT-TNCN	不要	2009年度の個人所得税確定申告

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴァー Huong.Vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	パートナー
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	ディレクター
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	ディレクター
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ロネル・アセロン Ronelle.Aceron@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ティー・アイン・フイン Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン The.Gia.Tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ホアン・ヴァー・ファン Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com	シニア・マネージャー
トウアン・ディン・ファム Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当

浅利 昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島 敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となつて、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

アーンスト・アンド・ヤングの組織は5つの地理的地域に分かれ、各ファームは次の事業体のメンバー企業であります。Ernst & Young Americas LLC、Ernst & Young EMEIA Limited、Ernst & Young Far East Area Limited、Ernst & Young Oceania Limited。なお、これらの事業体は顧客に対して業務を提供していません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

FEA no. 16000025

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn